



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

*1274	昭和58年和歌山県告示第805号(鳥獣保護区の指定)の一部改正	(環境生活総務課)	1
*1275	昭和58年和歌山県告示第806号(鳥獣保護区の指定)の一部改正	(")	2
*1276	昭和58年和歌山県告示第855号(鳥獣保護区の指定)の一部改正	(")	3
*1277	昭和63年和歌山県告示第708号(鳥獣保護区の指定)の一部改正	(")	4
*1278	特定猟具使用禁止区域の指定	(")	4
1279	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課)	7
1280	生活保護法による医療機関の指定	(福祉保健総務課)	8
1281	生活保護法による指定医療機関の休止	(")	8
1282	指定自立支援医療機関の変更	(障害福祉課)	8
*1283	和歌山県医学研究奨励賞規程(昭和46年和歌山県告示第161号)の一部改正	(医務課)	8
1284	保安林の指定予定に係る通知の相手方の所在の不明	(森林整備課)	9
1285	道路の区域変更	(道路保全課)	10
1286	道路の供用開始	(")	10
1287	道路の位置の指定	(都市政策課)	10

告 示

和歌山県告示第1274号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項ただし書の規定に基づき、和歌浦鳥獣保護区、加太南部鳥獣保護区、上岩出鳥獣保護区、梁瀬鳥獣保護区及び黒島鳥獣保護区の存続期間を更新したので、昭和58年和歌山県告示第805号(鳥獣保護区の指定)の一部を次のように改正し、平成25年11月1日から適用する。

平成25年10月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

第1項第3号を次のように改める。

(3) 存続期間

平成25年11月1日から平成35年10月31日まで

第1項に次の1号を加える。

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県、鳥獣保護員及び関係者が管理に当たる。静穏な環境の保持を図り、鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用する。

第2項第3号を次のように改める。

(3) 存続期間

平成25年11月1日から平成35年10月31日まで

第2項に次の1号を加える。

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県、鳥獣保護員及び関係者が管理に当たる。静穏な環境の保持を図り、鳥獣の生息に影響のない範

圃で、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用する。

第3項第2号中「市道北大池字中線」を「市道野上野北大池1号線」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 存続期間

平成25年11月1日から平成35年10月31日まで

第3項に次の1号を加える。

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県、市及び鳥獣保護員が連携し定期的に巡回を実施する。静穏な環境の保持を図り、鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用する。

第4項第3号を次のように改める。

(3) 存続期間

平成25年11月1日から平成35年10月31日まで

第4項に次の1号を加える。

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県、町及び鳥獣保護員が連携し定期的に巡回を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないように留意する。また、豊かな生活環境の形成に資するために必要な地域又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察を通じた環境教育の場の確保に努める。

第5項を削る。

第6項第3号を次のように改める。

(3) 存続期間

平成25年11月1日から平成35年10月31日まで

第6項に次の1号を加え、同項を第5項とする。

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

鳥獣のモニタリング調査を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。また、当該区域は、無人島のため、集団渡来地の環境は現状のまま保全することを基本とする。

和歌山県告示第1275号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定に基づき、城山鳥獣保護区、日高鳥獣保護区及び長子鳥獣保護区の存続期間を更新したので、昭和58年和歌山県告示第806号（鳥獣保護区の指定）の一部を次のように改正し、平成25年11月1日から適用する。

平成25年10月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

第1項第3号を次のように改める。

(3) 存続期間

平成25年11月1日から平成35年10月31日まで

第1項に次の1号を加える。

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県が、町及び鳥獣保護員の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然体験活動など、自然とのふれあいの場としての活用、環境養育など学習の場として活用を図る。

第2項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 区域

日高郡美浜町大字三尾西濱の県道御坊由良線と県道日ノ岬公園線との交点を起点とし、同所から東進し海岸線に至り、同所から海岸線に沿って南西に進み日ノ御碕を経て、更に海岸線に沿って北進し、蛇ノ鼻を経て日高町田杭地内の田杭浜に至り、同所より東進し、田杭浜バス停に至り、同所から県道御坊由良線を東進し起点に至る線で囲まれた区域及び由良町地内の鹿尾菜島、美浜町地内の大倉礁、蟹取島(通称ウミネコ島)と各島の満潮時300メートルの海面を含む区域

(3) 存続期間

平成25年11月1日から平成35年10月31日まで

第2項に次の1号を加える。

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県が、各町及び鳥獣保護員と連携し、定期的に巡視を実施する等により静穏な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場としての活用を図る。

第3項第3号を次のように改める。

(3) 存続期間

平成25年11月1日から平成35年10月31日まで

第3項に次の1号を加える。

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努めるとともに、違法捕獲防止のため、県、町及び鳥獣保護員による巡視に努め、傷病鳥獣の救護を含め、関係機関との連携を図り、対応に当たる。また、農業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の実績を十分考慮して適切に対応する。

和歌山県告示第1276号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項ただし書の規定に基づき、煙樹ヶ浜鳥獣保護区、西ノ河鳥獣保護区、新宮鳥獣保護区及び岩出鳥獣保護区の存続期間を更新したので、昭和58年和歌山県告示第855号(鳥獣保護区の指定)の一部を次のように改正し、平成25年11月1日から適用する。

平成25年10月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

第1項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 区域

日高郡美浜町大字吉原尾ノ上の尾上橋を起点とし、西川右岸を下流に進み、合流河川の日高川右岸を進み同河川の河口に至り、同所から海岸線を北西に進み元ノ脇川河口に至り、同河川左岸を上流に進み元の脇橋に至り、同所から町道今池元ノ脇線を東進し町道和田元ノ脇線との交点に至り、同所から町道和田元ノ脇線を東進し、県道御坊由良線との交点に至り、同所から同県道を東進し県道柏御坊線との交点に至り、同所から県道柏御坊線を東進し、町道田井吉原中央線との交点に至り、同所から同町道を東進し起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間

平成25年11月1日から平成35年10月31日まで

第1項に次の1号を加える。

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

町及び鳥獣保護員と連携し、定期的に巡視を実施する等により静穏な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場としての活用を図る。

第2項第2号中「旧西ノ河国有林」を「西ノ河国有林」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 存続期間

平成25年11月1日から平成35年10月31日まで

第2項に次の1号を加える。

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努めるとともに、違法捕獲防止のため、県、町及び鳥獣保護員による巡視に努め、傷病鳥獣の救護を含め、関係機関との連携を図り、対応に当たる。また、農林業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の実績を十分配慮して適切に対応する。

第3項第3号を次のように改める。

(3) 存続期間

平成25年11月1日から平成33年10月31日まで

第3項に次の1号を加える。

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

市、鳥獣保護員及び猟友会の協力を得て県が管理する。静穏な環境の保持を図り、鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用する。

第4項第3号を次のように改める。

(3) 存続期間

平成25年11月1日から平成35年10月31日まで

第4項に次の1号を加える。

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県、市及び鳥獣保護員が連携し定期的に巡回を実施する。静穏な環境の保持を図り、鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用する。

和歌山県告示第1277号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定に基づき、田長谷鳥獣保護区の存続期間を更新したので、昭和63年和歌山県告示第708号（鳥獣保護区の指定）の一部を次のように改正し、平成25年11月1日から適用する。

平成25年10月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

第1項第4号を次のように改める。

(4) 存続期間

平成25年11月1日から平成35年10月31日まで

第1項に次の1号を加える。

(5) 鳥獣保護区の保護に関する指針

市、鳥獣保護員及び猟友会の協力を得て県が管理する。静穏な環境の保持を図り、鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用する。

和歌山県告示第1278号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、特定猟具使用禁止区域を指定し、平成25年11月1日から適用する。

平成5年和歌山県告示第852号（銃猟禁止区域の設定）及び平成15年和歌山県告示第1127号（銃猟禁止区域の指定）は、平成25年10月31日限り廃止する。

平成25年10月18日

1 銚子の口特定猟具使用禁止区域

(1) 名称

銚子の口特定猟具使用禁止区域

(2) 区域

紀の川市貴志川町岸小野地内の愛宕橋西詰を起点とし、同所から県道垣内貴志川線を西へ進み山田橋を経て、人工林と果樹園地との境の谷に至り、同所から谷沿いに北上し、我田々池西側を経て、同池北西部の谷沿いに北上し、尾根に至り、同所から同尾根を北上し、高尾山山頂に至り、同所から北東に尾根を進み堂ヶ谷池堤に至り、同池北部を経て谷沿いに同市貴志川町岸小野と同市貴志川町北との境界の尾根に至り、尾根沿いに北上し、愛宕山山頂に至り、同山頂から愛宕峠に北上し、市道稲葉銚子ノ口線との接点に至り、同所から同道を南下し、市道トンネル池里子谷線に通じる山道との交点に至り、同所から同山道を北東に進み通称パイロット(県営農地開発事業桃山地区)に接し、同所から市道トンネル池里子谷線を東へ進み、里子谷の東の尾根に至り、同所から通称パイロットとの境界線を南進して県道垣内貴志川線に至り、同所から同県道を西へ進み、起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間

平成25年11月1日から平成35年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

2 吉備東部特定猟具使用禁止区域

(1) 名称

吉備東部特定猟具使用禁止区域

(2) 区域

有田郡有田川町大字徳田地内の金屋橋南詰を起点として、同所から有田川左岸を上流に進み、有田川町大字吉原との大字界に至り、同所から同大字界を南進し、県道吉原湯浅線との交点に至り、同所から同県道を西進し、徳常隧道西端に至り、同所から尾根を南進し、吉見神社の東の尾根に至り、同所から吉見川及び町道吉見線を横断し、若宮八幡神社に至り、同所から尾根を北進し、吉見橋に至り、同所から県道吉原湯浅線を東進し、奥池の西側を通り町道鷹ノ巣西線に至り、同所から同町道を北進し、鷹巣池の西側を通り農免道路との交点に至り、同所から同農道を西進し、町道鷹ノ巣鳥尾池線との交点に至り、同所から同町道を北進し、町道鷹ノ巣西線との交点に至り、同所から同県道を北進し、県道吉備金屋線との交点に至り、同所から同県道を西進し、町道3号線との交点に至り、同所から同町道を北進し、中央大橋に至り、同所から有田川堤防を上流に進み起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間

平成25年11月1日から平成35年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

3 吉原特定猟具使用禁止区域

(1) 名称

吉原特定猟具使用禁止区域

(2) 区域

有田郡有田川町大字吉原地内の国道424号上の谷崎橋北詰を起点として、同所から七神谷川を上流に進み、町道神戸新田村山線との交点に至り、同所から同町道を北進し、県道吉原湯浅線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み、大字徳田との大字界に至り、同所から同大字界を北東に進み、有田川堤防に至り、同所から同堤防を上流に進み起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間

平成25年11月1日から平成35年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

4 日高川特定猟具使用禁止区域

(1) 名称

日高川特定猟具使用禁止区域

(2) 区域

日高川河口右岸南端を起点とし、同所から河川境界線及び右岸堤防（市道御坊港線）を上流に進み国道42号（天田橋北詰）に至り、同国道を横切り同地点から右岸堤防を上流に900メートル進み、同地点から河川敷内農耕地境界線を上流に進み内堤防に至り、同堤防を上流に進み右岸堤防（県道御坊美山線）に至り、同堤防（同県道）を上流に進み土生川河口に至り、同河口を横切り右岸堤防を上流に進み町道和佐土生線に至り、同町道を上流に進み右岸堤防に至り、同堤防（河川境界線）を進み入野橋に至り、同橋を渡って日高川左岸堤防に至り、同堤防を下流に進み江川河口を横切り県道日高印南線に至り、同県道を下流に進み左岸堤防との接点に至り、同堤防を下流に進み野口新橋に至り、同橋南詰から左岸堤防下流600メートルの地点に接し、同堤防及び河川境界線を進み市道岩内堤防線及び市道岩内天田線を下って国道42号（天田橋南詰）に至り、同国道を横切り左岸河口堤防を500メートル下り、同地点から国道42号に沿って南下し北浜橋に至り、同所から海岸線を北上し起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間

平成25年11月1日から平成35年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

5 寺池特定猟具使用禁止区域

(1) 名称

寺池特定猟具使用禁止区域

(2) 区域

御坊市名田町上野地内の小池の最北点を起点とし、同所から真方位 $98^{\circ} 30' 00''$ の延長線と市道上野寺山線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み国道42号との交点に至り、同所から同国道を寺池西岸と寺池南岸との交点から真方位 $229^{\circ} 30' 00''$ の延長線との交点まで北西に進み、同所から寺池西岸と寺池南岸との交点に至り、同所から寺池西岸を北に進み北岸に至り、同所から北岸を東に進み小池西岸の延長線に至り、同所から小池西岸を北に進み起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間

平成25年11月1日から平成35年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

6 東特定猟具使用禁止区域

(1) 名称

東特定猟具使用禁止区域

(2) 区域

田辺市龍神村東地内の国道371号高橋西詰を起点とし、同所から県道龍神十津川線を北進し丹生ノ川右岸の椿谷と同県道との交点に至り、同所から直角に丹生ノ川左岸河川境界点に至り、同所から丹生ノ川左岸河川境界線を下流へ進み、大字東字川口地内の折川用水路延長線との交点に至り、同所から折川用水路を経て同用水路の集水桝に至り、同所から人工林と農地との境界を進み市道五領川口線（1号）の墓地前に至り、同所から同市道を南進し市道丹生平下村線との接点に至り、同所から井谷を西

に進み日高川左岸河川境界線との交点に至り、同所から日高川左岸河川境界線を上流に進み大字東と大字西との境界点に至り、同所から同境界線を進み国道371号との交点に至り、同所から同国道を南下し大字東字丹生平地内を経て起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間

平成25年11月1日から平成35年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

7 枯木灘特定猟具使用禁止区域

(1) 名称

枯木灘特定猟具使用禁止区域

(2) 区域

西牟婁郡すさみ町江住地内の通称スリ谷（見老津と江住区境界線）の海岸を起点とし、同所からスリ谷に沿って北進し国道42号に至り、同所から同国道を東進しすさみ町と串本町の町界に至り、同所から同町界に沿って南進し海岸に至り、同所から海岸線に沿って西進し起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間

平成25年11月1日から平成35年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

8 古座特定猟具使用禁止区域

(1) 名称

古座特定猟具使用禁止区域

(2) 区域

東牟婁郡串本町田原地内の八幡橋右岸取付を起点とし、同所から南南東に向かって森戸崎に至り、同所から九龍島に至り、同所から橋杭岩付近の旧古座町と旧串本町との境界と国道42号との交点に至り、同所から同国道を北東に進み主要県道すさみ古座線との交差点に至り、同所から主要県道すさみ古座線を北西に進み河内橋東詰に至り、同所から県道田原古座線を南東に進み古座大橋東詰に至り、同所から国道42号を北東に進み起点に至る範囲に囲まれた範囲

(3) 存続期間

平成25年11月1日から平成35年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

和歌山県告示第1279号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成25年12月4日まで縦覧に供する。

平成25年10月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成25年10月4日

2 名称

特定非営利活動法人ジョイ・コム

3 代表者の氏名

岡田亜紀

- 4 主たる事務所の所在地
和歌山県和歌山市中島528番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、障害があるということだけで、働く能力があるにもかかわらず本人たちに適した訓練を行う場所が少ないために、就労する場所や能力を發揮することができない人たちに対して、就労するための訓練や就労先を確保する事業を行い、障害を持つ人たちの自立と社会参加の支援・地域住民との交流に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1280号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年10月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
西薬 33-25	ポプラ調剤薬局	西牟婁郡上富田町岩田1903番7	平成 25.10.10
西薬 34-25	下地薬局	西牟婁郡白浜町椿105	平成 25.9.1

和歌山県告示第1281号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から休止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成25年10月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
那医 158-10	ももの里診療所	紀の川市桃山町最上1254-1	平成 11.10.1

和歌山県告示第1282号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

平成25年10月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変 更 年 月 日
フロンティア薬 局かつらぎ店	伊都郡かつらぎ町妙寺1 84-5	医療機関の名称	かつらぎ薬局	フロンティア薬局かつ らぎ店	平成 25.10.1

和歌山県告示第1283号

和歌山県医学研究奨励賞規程（昭和46年和歌山県告示第161号）の一部を次のように改正する。

平成25年10月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

第1条を次のように改める。

第1条 この規程は、医学に関する調査・研究等を通じ本県の地域医療などの保健医療の向上に努め、その功績の顕著な者（団体を含む。）に対し、知事が授賞を行ない、その功績をたたえることを目的とする。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

和歌山県告示第1284号

平成25年和歌山県告示第1209号で告示した保安林の指定予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成25年10月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 所在が不明である通知の相手方

和歌山県東牟婁郡三里村大字上切原637番地

惣坊ちか

住所不明

森千代吉

2 保安林予定森林の所在場所 田辺市本宮町三越字菖蒲谷2574、2575の1、2575の2、2576、2577、2578の1から2578の4まで、2579の1、2579の2、2580の1から2580の3まで、2581から2584まで、2585の1、2585の2、2586の1、2587の1、2587の2、2588、2588の1、2589、2589の1、2589の2、2590、2592から2596まで、2597の1（次の図に示す部分に限る。）、2597の3、2598の1、2598の2、2599、字クルミサコ2617の2、2617の3

3 指定の目的 土砂の流出の防備

4 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字菖蒲谷2574・2575の1・2575の2（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、2576、2577（次の図に示す部分に限る。）、2578の1、2578の2（次の図に示す部分に限る。）、2578の3、2578の4・2579の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、2580の1から2580の3まで、2581から2584まで・2585の1・2585の2・2586の1・2588・2588の1・2589・2594・2598の2（以上12筆について次の図に示す部分に限る。）、字クルミサコ2617の2、2617の3

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1285号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年10月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 424号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
紀の川市竹房字大一平507番3地先から同市竹房字大一平503番8地先まで	旧	18.39 } 29.12	122.03	
同上	新	16.40 } 20.52	122.03	

和歌山県告示第1286号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年10月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 424号

供用開始の区間 紀の川市竹房字大一平507番3地先から同市竹房字大一平503番8地先まで

供用開始の期日 平成25年10月18日

和歌山県告示第1287号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成25年10月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3228	岩出市水栖字砂山370番2の一部、375番1の一部、376番1の一部、376番3の一部	岩出市清水384番地の1 都市開発興業株式会社 代表取締役 平田英生	平成 25.10.4	6.00	48.66
				6.00	37.31